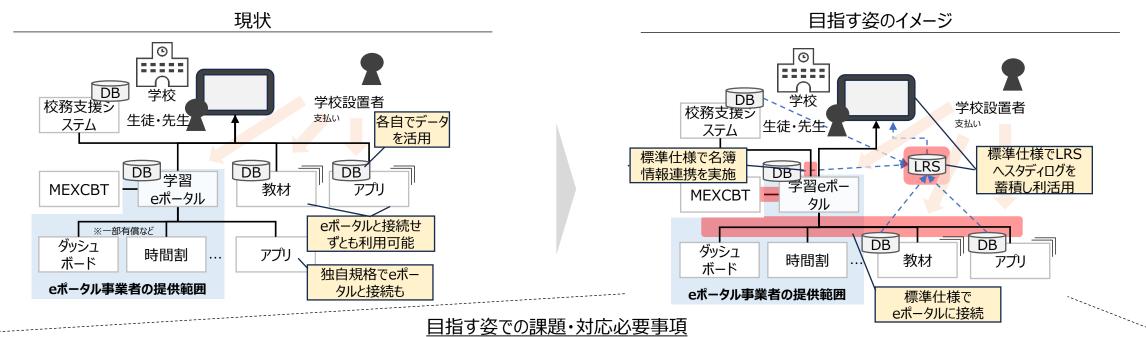


運用に関する指針のあり方



運用指針の検討経緯

学習eポータル標準モデルver.3.00を受け、技術・調達・契約・商流の課題や対応必要事項を整理



学校ニーズが汲めるか?

eポータルを介さないツールが選べない

eポータルによるツールの 締め出しがないか

接準 続仕

・名簿情報連携は様でeポータルに

様で

接続に追加 什様の発生

標準仕様が沿っても、接続する事業者ごとに+qの仕様があり、開 発作業が発生

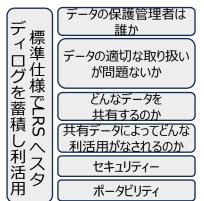
• eポータルと接続できるツールがeポータル事業者の裁量で限定され

接続の費用の負担

接続に係る費用が事業者の意に反し持ち出しになってしまう懸念

eポータルとツールの機能 的棲み分けは

ツールをeポータルの一部とするなど、ツールとパッケージで提供する 場合、ツール事業者の参入ハードルがあがる、学校設置者がほか のeポータルへの乗り換えハードルがあがる



- データの保護管理者について認識が共有されていない
- データの保護管理者である学校設置者がデータの取り扱い について適切に判断することが必要
- 事業者にとってビジネス競争力の源泉に直結するデータを共 有することが困難
- 現場ではどのように活用されるのかイメージがつかない
- セキュリティーが担保されなければならない
- 転校などでのスムーズなデータ移行が必要



運用指針の検討経緯

前頁の課題や対応必要事項に基づき、運用指針案を検討した

展準仕様でeポータルに接続

ディログを蓄積し標準仕様でLRS

へスタ

学校ニーズが汲めるか?

eポータルによるツールの締 め出しがないか

> 接続に追加 仕様の発生

接続の費用の負担

eポータルとツールの機能 的棲み分けは eポータルを介さないツールが選べない

• eポータルと接続できるツールがeポータル事業者の裁量で 限定される

- ・標準仕様が沿っても、接続する事業者ごとに+aの仕様があり、開発作業が発生
- 接続に係る費用が事業者の意に反し持ち出しになってしまう懸念
- ツールをeポータルの一部とするなど、ツールとパッケージで 提供する場合、ツール事業者の参入ハードルがあがる、学 校設置者がほかのeポータルへの乗り換えハードルがあがる

データの保護管理者は 誰か

データの適切取り扱いで 問題ないか

どんなデータを

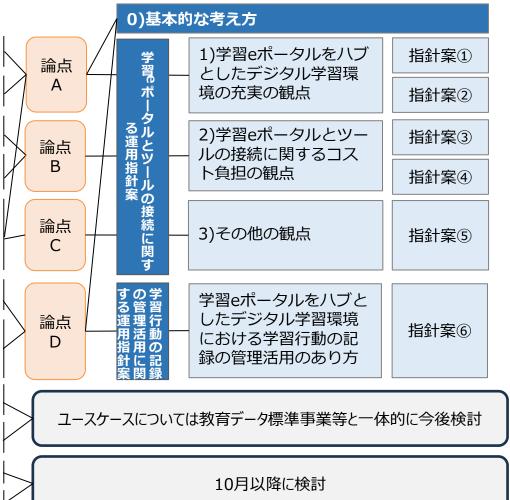
共有データによってどんな 利活用がなされるのか

共有するのか

セキュリティー

ポータビリティ

- ・データの保護・管理者について認識が共有されていない
- ・データの保護管理者である学校設置者がデータの取り扱いについて適切に判断することが必要
- 事業者にとってビジネス競争力の源泉に直結するデータ を共有することが困難
- ・現場ではどのように活用されるのかイメージがつかない
- セキュリティーが担保されなければならない
- 転校などでのスムーズなデータ移行が必要



3



基本的な考え方

0) 基本的な考え方

- ・令和の時代にふさわしい学びを子供たちの実現に向け、学校現場のニーズを踏まえたデジタル学習環境の実現のため、学習eポータルをハブとして可能な限り学校設置者が希望する製品・サービスが提供されるべき
- ・学校設置者が学習行動の記録を保護・管理する者であり、関係事業者は、原則として学校設置者との委託等の契約に基づき学習行動の記録を 取り扱うべき



論点A

学習eポータルとツールの接続に関する運用指針案①

○学校現場のニーズを踏まえたデジタル学習環境を実現するため、学校設置者の希望に沿って学習eポータル

1) 学習eポータルをハブとしたデジタル学習環境の充実の観点

(第1回会議資料 より抜粋)	とツールが接続されるなど、可能な限り学校設置者の希望する製品・サービスが提供されることが望ましてのではないか。	
	○多様なツールが学習eポータルと接続されることによって、デジタル学習環境の充実を目指すべきではないか。そのため、接続のための機能を適切に実装するなど、必要な条件をクリアしたツール事業者が希望すれば可能な限り学習eポータルと接続されることが望ましいのではないか。	
指針案作成の 考え方	〇できる限り学校設置者のニーズを踏まえたデジタル学習環境を実現するため、学習eポータル事業者のみの 意向によって、接続できるツールが決定してしまう事態を避けたい。	
	〇一方、ツールは、様々なものがある中、何でも学習eポータルと接続する、というのは現実的でなく、少なくとも学習eポータル標準モデルに基づく学習ツールとの連携技術仕様の実装(以下「標準モデルに基づく実装」という)をしていることを接続するための条件とするべきではないか。	
運用指針案	○学習eポータル事業者は、以下の場合ツール事業者と接続作業を行うべき。 ①学校設置者が標準モデルに基づく実装をしたツールと当該学習eポータルとの接続を希望している場合 ②標準モデルに基づく実装をしたツール事業者が学習eポータルとの接続を希望する場合	
	※不合理的な理由で接続作業を行わない又は接続作業を拒否している場合は本指針を遵守していないと整理すべきか	
留意点・補足	〇運用指針案①の場合、(後述で示すように)学校設置者が接続費用を確認した上で接続を希望していること が前提となる。	
	〇運用指針案②の場合、両事業者間で接続作業において接続に係る作業や費用の分担の在り方などについて交渉を行った上で交渉が合意された場合に接続作業が行われることが想定される。	

- ※ここでいう「接続作業」は、学習eポータル標準モデルに基づく接続機能を実装した上で、実際に活用できるよう個別のツールと接続に関する責任分岐点の整理等も含む一連の作業を行っている状況を指す。
- ※ここでいう「接続」は、学習eポータル標準モデルに基づく接続を指す。
- ※本ページにおける学習eポータル事業者の役割をシステムインテグレーター(SIer)等が果たす場合もある。



学習eポータルとツールの接続に関する運用指針案②

1) 学習eポータルをハブとしたデジタル学習環境の充実の観点

論点A (第1回会議資料 より抜粋)	○学校現場のニーズを踏まえたデジタル学習環境を実現するため、学校設置者の希望に沿って学習eポータルとツールが接続されるなど、可能な限り学校設置者の希望する製品・サービスが提供されることが望ましいのではないか。
	○多様なツールが学習eポータルと接続されることによって、デジタル学習環境の充実を目指すべきではないか。そのため、接続のための機能を適切に実装するなど、必要な条件をクリアしたツール事業者が希望すれば可能な限り学習eポータルと接続されることが望ましいのではないか。
指針案作成の 考え方	│○学校設置者が利用を望んでいないツールについて、購入を強制することは望ましくない。 │
	〇特定のツールを(学校設置者が望んでいないにも関わらず)利用せざるを得ない状況は、多様なツールが利用されるための健全な競争環境を阻害することにもつながりかねず望ましくない。
運用指針案	〇学習eポータル事業者は、学校設置者が利用を希望しないツールについては、接続を行わない、表示させないなどして利用できないようにするべき。

- ※ここでいう「接続」は、学習eポータル標準モデルに基づく接続を指す。
- ※本ページにおける学習eポータル事業者の役割をシステムインテグレーター(SIer)等が果たす場合もある。



学習eポータルとツールの接続に関する運用指針案③

2) 学習eポータルとツールの接続に関するコスト負担の観点

論点B (第1回会議資料 より抜粋)	〇学習eポータルとツールの接続にコストが発生することを踏まえ、コストの適正な負担の観点からの望ましい方策についてどのようなことが考えられるか。 ※より公正・効率的に接続がなされるために、例えば、①接続に係る作業・コストの見える化・標準化を進めることや、②学習eポータル・ツールズ間での複数の販売・契約形態の確保、などが考えられるか。
指針案作成の 考え方	〇接続については、一定のコストがかかるところ、事業者の意に反し持ち出しで対応することも懸念されるが、 それでは、持続可能なエコシステムの点で問題であり、少なくともそのようなコストがかかっていることを 見える化することが必要ではないか。
	〇あわせて、接続作業に関するツール事業者側の負担を可能な限り低減するため作業の見える化を行うべきではないか。学習eポータル標準モデルで公開されている仕様以外の作業について何らか対応が考えられないか。
運用指針案	○学習eポータル事業者及びツール事業者は、学習eポータルとツールの接続に係る費用を明らかにした上で学校設置者に対して示すべき。
	〇学習eポータル事業者は、標準モデルに基づく実装以外の接続に係る作業の詳細をあらかじめツール事業者に対し公開すべき。
留意点・補足	〇具体的な接続費用の項目や学校設置者への提示方法については引き続き検討を行う。 〇併せて、接続に係るコストの更なる低廉化を目指し、接続に係る作業の標準化を可能な限り模索する。

- ※ここでいう「接続作業」は、学習eポータル標準モデルに基づく接続機能を実装した上で、実際に活用できるよう個別のツールと接続に関する責任分岐点の整理等も含む一連の作業を行っている状況を指す。
- ※ここでいう「接続」は、学習eポータル標準モデルに基づく接続を指す
- ※本ページにおける学習eポータル事業者の役割をシステムインテグレーター(SIer)等が果たす場合もある。



学習eポータルとツールの接続に関する運用指針案④

2) 学習eポータルとツールの接続に関するコスト負担の観点

論点B (第1回会議資料 より抜粋)	〇学習eポータルとツールの接続にコストが発生することを踏まえ、コストの適正な負担の観点からの望ましい方策についてどのようなことが考えられるか。 ※より公正・効率的に接続がなされるために、例えば、①接続に係る作業・コストの見える化・標準化を進めることや、②学習eポータル・ツールズ間での複数の販売・契約形態の確保、などが考えられるか。
指針案作成の 考え方	 ○接続等に関しツール事業者が学習eポータル事業者に費用を支払う場合、支払う費用に見合う便益がツール事業者側にないなど、不合理な理由でツール事業者に費用が転嫁されることとなると、学習eポータルと接続を希望するツール事業者が限定的となり望ましくない。 ○この場合、学習eポータルと接続するのに、ツール事業者が直接学校設置者と販売・契約するなど学習eポータル事業者を通じてツールを販売・契約する以外の形で販売・契約を行えることで、上記の問題が解消されるのではないか。
運用指針案	OLTI規格を実装したツール事業者が学習eポータル事業者を通じてツールを販売・契約する以外の形で販売・ 契約する場合についても、運用指針を踏まえ当該ツール事業者が接続を希望するときは学習eポータル事業 者は接続作業を行うべき。

[※]ここでいう「接続作業」は、学習eポータル標準モデルに基づく接続機能を実装した上で、実際に活用できるよう個別のツールと接続に関する責任分岐点の整理等も含む一連の作業を行っている状況を指す。

[※]ここでいう「接続」は、学習eポータル標準モデルに基づく接続を指す。



学習eポータルとツールの接続に関する運用指針案⑤

3)その他の観点

論点C (第1回会議資料 より抜粋)	〇学習eポータルの機能の一部でツールと同等の内容を有するものについても、接続に関する望ましい考え方に沿って運用がなされるよう一定配慮が必要ではないか。
指針案作成の 考え方	○学習eポータルとで学習eポータル標準モデルに基づき接続していないツールであって、学習eポータルの一 部に組み込まれる、リンクされているなどして当該学習eポータルと一体的に提供されているもの(教材 等)が想定される。
	〇学校現場のニーズを踏まえたデジタル学習環境を実現するため、学習eポータルの変更をした場合、学校設置者が希望すれば、変更前の学習eポータルの一部となっているツールも、変更後の学習eポータルでも引き続き利用できるようにすべきではないか。
	〇ただし、何でも他eポータルで利用できるようにするのは、学習eポータルの競争領域を不当に狭めてしまうため得策ではなく、学習eポータル標準モデルで学習eポータルの機能としている「学習者用マイページ」や「ダッシュボード」については、その対象から外すべきではないか。
運用指針案	○学校設置者が別の学習eポータルに変更する際、変更前の学習eポータルにおいて利用していた標準モデル非接続ツール※を変更後の学習eポータルに接続することを希望する場合、変更前の学習eポータル事業者は、学校設置者に対して変更後の学習eポータルとの接続作業を行うことが望ましい。 ※標準モデル非接続ツール:学習eポータルと学習eポータル標準モデルに基づき接続していないツールであって、学習eポータルの一部に組み込まれる、リンクされているなどして当該学習eポータルと一体的に提供されているものを指す(「ダッシュボード」「学習者用マイページ」は除く)
留意点・補足	〇この場合、標準モデル非接続ツールが変更前の学習eポータルと様々な仕様や形態でつながっていることが 想定され、変更後の学習eポータルに接続する際の技術的なハードルが存在する場合も考えられたり、ツール が変更後の学習eポータルと接続するために作業は発生するため、学校設置者はそれらも含めた接続に係る費 用を確認した上で接続を希望していることが前提となる。 〇本指針の評価の在り方については今後検討を行う。

[※]ここでいう「接続作業」は、学習eポータル標準モデルに基づく接続機能を実装した上で、実際に活用できるよう個別のツールと接続に関する責任 分岐点の整理等も含む一連の作業を行っている状況を指す。

[※]ここでいう「接続」は、学習eポータル標準モデルに基づく接続を指す。

[※]この資料における学習eポータル事業者の役割をシステムインテグレーター(SIer)等が果たす場合もある。



学習行動の記録の管理活用に関する運用指針案⑥

学習eポータルをハブとしたデジタル学習環境における学習行動の記録の管理活用のあり方

論点D (第1回会議資料 より抜粋)	○学習eポータルをハブとしたデジタル学習環境における、LRSに保管された学習行動の記録は、当該記録を保護・管理する学校設置者の判断・了解の下、学校の教育活動の改善・充実や施策の推進のために活用されるものである。そのため、特定の事業者に限定されない形で、学校設置者の判断・了解の下、広く関係者・事業者が活用できるものとすべきである。○このような考え方の下、LRSに保管された学習行動の記録が個人情報保護法等の法令を踏まえつつ、適切に活用されるためにはどのような方策が考えられるか。
指針案作成の 考え方	○学校設置者が学習行動の記録を保護・管理する者であり、関係事業者は、原則として学校設置者の監督の下、委託等に基づき学習行動の記録を取り扱うものと整理される。○学校設置者の委託等に基づき、学習行動の記録の取り扱う範囲を契約で定め、事業者はその範囲内でのみ取り扱うもの。
	OLRSに保管する学習行動の記録の内容やその活用目的・活用用途については、学校設置者が明確に確認・了解を得る機会を設けることで、学校関係者が安心して活用できるようになるのではないか。
運用指針案	○学校設置者がLRSに記録する学習行動の記録の内容や活用目的、活用用途を決定することを契約で明らかに するべき。
	〇学校設置者の委託等に基づきLRSに保管する学習行動の記録を管理・活用する者は、LRSに保管する学習行動の記録の内容や活用目的・活用用途について、学校設置者に明示的に説明するべき。 ※ここでいう「明示的」は当該箇所について事業者が学校設置者に口頭で説明することが考えられる。
	OLRSサービスの提供事業者は、学校設置者がLRSに保管された学習行動の記録を他システムで利用することを希望する場合、当該利用を制限しないようにすべき。
補足・留意点	〇学校設置者が不安なく学習行動の記録を記録・活用できるよう学習eポータルやツールを選ぶために、事業者が明示的に説明すべき要素を具体的に明らかにすることもあわせて検討する(保管する学習行動の記録の内容、活用目的・具体的な活用用途などが考えられる)
	OLRSの運用面のその他の論点(データの引継ぎの在り方、セキュリティの在り方等)は引き続き検討を行う



各運用指針の学習eポータル標準モデルVer.4.00gへの盛り込み

本資料での各運用指針案は、「資料4 学習eポータル標準モデルVer.4.00aの第5章」に記載している。

学習eポータルとツールの接続に関する運用指針案①	5.2.2 学習eポータルとツールの接続に関する運用指針 1)学習eポータルをハブとしたデジタル学習環境の充実の観点 に記載
学習eポータルとツールの接続に関する運用指針案②	
学習eポータルとツールの接続に関する運用指針案③	5.2.2 学習eポータルとツールの接続に関する運用指針 2)学習eポータルとツールの接続に関するコスト負担の観点 に記載
学習eポータルとツールの接続に関する運用指針案④	
学習eポータルとツールの接続に関する運用指針案⑤	5.2.2 学習eポータルとツールの接続に関する運用指針 3)その他の観点 に記載
学習行動の記録の管理活用に関する運用指針案⑥	5.3.2学習行動の記録の管理活用に関する運用指針 1)学習eポータルをハブとした学習環境における学習行動の記録の管理 活用の在り方 に記載